

代表理事就任予定者選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、代表理事就任予定者選出に関し、必要な事項について定める。

(選出方法)

第2条 代表理事就任予定者は理事の互選により選出する。

(改定)

第3条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2024年10月28日から施行する。